

【改正後の負担限度額】（令和3年8月から）

所得の状況（※1）		預貯金等の 資産の状況（※2）
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税の人で、老齢福祉年金受給者の人 ・生活保護を受給されている人 	単身： 1,000万円以下 夫婦： 2,000万円以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の人 	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人 	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える人 	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に該当しない方 	

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外。）の所得も判断材料とします。

※2 2号被保険者（65歳未満）の資格要件については、段階に関わらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。